

〈定期刊行物レビュー〉

保 険

○日本の損害保険会社のコーポレート・ガバナンス（井上 泉）

（保険研究 第62集 2010.8：慶應義塾保険学会）

近年、多くの損害保険会社で保険金支払漏れや保険料過徴収等の不祥事が発生した。本稿は、これらは損害保険会社のコーポレート・ガバナンスに疑問を投げかけるものであったとし、2009年3月末時点の東証一部上場の損害保険会社7社および保険持株会社の子会社2社について、現状分析と問題点の洗い出しを行い、留意事項を提起している。

現状分析では、取締役数の変化、社外取締役の数、執行役員と取締役兼任者数、社外監査役の人数、会計監査人の状況、主要株主の状況等を説明している。また、問題点については、経営会議の機能の形骸化、社外役員の社外性と独立性、社外役員の活動実態および支払漏れ等の不祥事発生の対応等の監視機能の状況について、各社の事業報告書等の記述を比較して、指摘している。

2009年12月の東証の有価証券上場規程等の改正や2010年3月の内閣府令の改正に伴って、上場会社のコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化と開示の充実が求められている中で、本稿は、現状を認識するための参考となる。

○保険約款と保険商品のわかりやすさの向上について—最近の損害保険業界の取り組みと各損害保険会社の商品改定から考察する—（竹井直樹、柴田文明）

（損害保険研究 第72巻第2号 2010.8：損害保険事業総合研究所）

損害保険会社は、保険法の改定対応として保険約款の改定を行ったが、この改定に併せて、会社により多少の温度差はあるものの、保険約款の平易化や保険商品の簡素化も行われている。

本稿では、この保険約款のわかりやすさ向上に向けた保険業界の取組を説明し、保険商品そのもののわかりやすさについても触れ、さらには、保険約款や保険商品のあり方について見解を述べている。

まず、損害保険契約の性質・特性を説明し、これを踏まえて保険約款に求められる要素・課題を整理している。損害保険契約の性質・特性として、射幸契約性を有していること（保険会社の給付義務の発生・不発生等は偶然な事由の発生によって左右される）、附合契約であること（不特定多数の契約を迅速・正確・効率的・安定的に行うため、保険約款を使用する）を挙げている。この性質・特性を踏まえ、保険約款に求められる要素として、悪意の保険契約者等に揚げ足をとられないように、かつ、保険契約者間の公平性を確保できるよう、保険約款の条項の解釈について裁判となっても、裁判所の解釈が損害保険会社の想定した解釈と同じになるよう作成されることとしている。このために、損害保険会社としては、慎重かつ理屈を重視し、法的安定性

を損なわないように保険約款を作成するため、文章量は増え、用語も専門用語を使用せざるを得ず、難解となっているとしている。

そして、保険商品が目に見えない商品で、事故に遭い保険金を受け取ってはじめて商品価値を実感できるものであることから、損害保険商品のわかりやすさを向上させることの重要性に触れ、損害保険業界ベースの取り組みとして、筆者の所属する日本損害保険協会作成した「保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン」について説明し、約款が読みづらい・理解しにくい要因等を明確にし、その対応策を示している。

次いで、保険約款や保険商品に関して直接消費者に説明する立場にある損害保険募集人にとってのわかりやすさも重要であるとし、さらには、消費者の自己責任について触れている。そして、最後に、保険会社サイドとして、消費者の理解を促進するために、例えばモデル約款等を作成し、基本的な部分はある程度各社で共通とし、それ以外の部分で各社の独特色を出す等により競争を行う仕組が理想型であるとしている。そして、業界の英知を是非とも結集することが肝要であり、進化し続けなければならないと結んでいる。

○損害保険における事故内容の不実申告について（原 弘明）

（保険学雑誌 第 610 号 2010.9：日本保険学会）

保険法改正に伴う損害保険約款の改定により、事故内容の不実申告にかかる全部免責の規定は、保険者に生じた損害額を保険金から控除する一部免責の規定に変更された。これに対して筆者は、従来の全部免責規定が保険者によって随意的に適用されてきた実態が問題だったのであり、全部免責規定を一部免責規定に改定することは決して必然ではなかったと主張する。その上で筆者は、不実申告された事故の被保険者を一律に全部免責にするのではなく、不実申告者のみを全部免責の対象とし、他の被保険者は全部免責とはしない規定とすればよい、との試論を展開する。

試論の展開にあたり筆者は、自動車保険における事故内容の不実申告に関する平成 20 年 1 月 29 日の福岡高裁の判決を取り上げている。この判決では運転者のみ故意による事故招致を認定して全部免責とし、同乗者など他の被保険者については一部免責とした。それまでの判例では火災保険を中心に、保険金不正請求に近い事例であっても故意による事故招致を根拠とした免責主張はほとんど認められたことはなく、本判決は事故態様の不実申告について内容の判断まで踏み込んだ点が特徴的だと筆者は言う。そして福岡高裁のような判決は、自動車保険が物損だけでなく、被保険者ごとの判断が可能な人損も填補する複合性を有するからこそ可能だったとしながらも、筆者は自動車保険に限らず損害保険全体について、不実申告がある場合に全部免責か請求全部容認かというオールオアナッシングの解決が絶対ではない、として試論の展開へつなげている。

銀行

○アメリカにおける中堅・中小銀行の経営破綻と 商業用不動産融資の不良債権問題 (岩崎 薫里)

(Business & Economic Review 2010.10 : 日本総合研究所)

本稿では、アメリカの中堅・中小銀行の経営破綻の動向、ならびにこの原因および金融システムへの影響などについて論じている。筆者はまず、中堅・中小銀行の経営破綻が増加していることをデータで示した上で、この原因のほとんどが、商業用不動産融資の焦げ付きにあるとしている。

さらに、中堅・中小銀行が商業用不動産融資に傾斜した背景として、2000年代の不動産ブームに乗ったという短期的な要因に加え、大手行の進出によって従来の得意分野であったリテール融資業務が侵食され、それに代わる収益確保策として商業用不動産融資に注力したという、構造的な要因も無視できないことなどを挙げている。

筆者は、不動産市況の早期回復が期待薄な一方で、不動産ブーム時に実行された融資の満期が今後数年間で集中的に到来することを紹介している。満期が到来しても借り換えが受けられない場合には、借り手企業は債務不履行に陥り、銀行の不良債権は一段と増加することになる。そのペースが予想以上に急激なものとなった場合には、経営破綻が大手行にまで広がり、最悪の場合、金融システムと実体経済の悪化の負の連鎖が始動するリスクがあると指摘している。

○金融分野における裁判外紛争解決制度（金融 ADR 制度）に関する監督指針の改正の概要（石塚 智教、平塚 恵美）

(金融 2010.8 : 全国銀行協会)

金融庁は、平成 22 年 3 月 30 日に「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融 ADR 制度）に係る監督指針等及び金融検査マニュアル等の一部改正（案）」を公表し、同年 4 月 30 日までのパブリックコメント手続を経て、同年 6 月 4 日、取りまとめの結果を「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」として公表した。

本稿は、監督指針等の改正のうち「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を対象として、総合的な監督指針の改正内容について、パブリックコメントにおける当局の回答も踏まえ、改正作業に実際に携わった当局の課長補佐および法務係長によって、その概要が説明されている。例えば、指定 ADR 機関が存在する場合、銀行は指定 ADR 機関との間で手続実施基本契約を締結する措置を講じる義務を負うが、それを受けて監督指針では、速やかに手続実施基本契約を締結しているか、当該契約の内容を誠実に履行する態勢を整備しているかという点を着眼点とした等、具体的な記載を交えた説明内容となっている。

最後に、銀行が顧客とのトラブルを適切に解決することは、単にマイナスの回復と

いう側面を有するだけでなく、トラブル解決から得られる様々な問題を通じて業務改善や商品・サービスの開発を行うことによって、顧客にとってより魅力的な経営を行うことが可能となるというプラスの意義も有する。これらの意義も踏まえ、各銀行においては、監督指針で掲げた着眼点等を参考にして、金融 ADR 制度への対応や苦情等対処に関する内部管理態勢の確立に積極的に取組むことを期待していると結んでいる。

証 券

○国際排出権取引市場の現状と今後の展望（山本美紀子）

（国際金融 1216 号 2010.9.1：外国為替貿易研究会）

2008 年のリーマンショックに端を発した世界的な金融経済危機の影響を受け、排出権取引についても価格の急落と市場の縮小が起きている。

筆者は、こうした状況が、経済停滞に伴う需要の減少、または 2009 年に開催された国連気候変動枠組条約第 15 回締結国会合（COP15）が不調に終わり 2013 年以降の国際的な枠組が決まっていないことによる需要の減少、および発展途上国における排出削減事業の小規模化等による供給の減少などが主な原因であると分析している。

本稿では、国際排出権取引市場で、どのようなプレーヤーがどのような取引を行ってきたのか、取引の傾向がどのように変化してきているのか、さらに今後の展望について主な変動要因とともに解説している。

○欧州における金融規制・監督の見直しについて（井上 哲也）

（月刊資本市場 2010.9：資本市場研究会）

本稿は、野村総合研究所金融市場研究センターの主席研究員である筆者が、今回の金融危機を経て、欧米諸国で金融規制・監督の見直しの動きがある中、欧州におけるシステミックリスクへの対応に焦点を置いた記事である。本稿では金融規制・監督の見直しの背後にある金融危機の影響や政策思想に重点を置いている。

欧州では、システミックリスクへの対応として、リスクの集中や蓄積を防ぐために、中央銀行と監督当局による合議体が主導的な役割を担う方向にある。これに対して英国におけるアプローチは、システミックリスクにおける主導的な役割を中央銀行に与えており、こうした政策の違いについて要因を分析している。

さらに、システミックリスクへの対応における欧州固有の課題や、本年 7 月に公表された欧州金融機関に対するストレステストについて、システミックリスク対応を前進させるための意義について述べている。